

令和6年度 津市環境目的・目標登録表

No.	目 的	令和6年度目標	主管課	責任者	主な実施手順及び内容	環境目的・目標とすることの理由
1	地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出量を削減する。 一昨年度比 14%削減 （「津市地球温暖化対策実行計画」では令和12年度までに平成25年度比50%削減）	全課等	各所属長	津市地球温暖化対策実行計画のとおり。	「津市地球温暖化対策実行計画」に基づき、津市の事務事業に関し、温室効果ガスの抑制を図る。
2	環境配慮型公共工事の推進	公共工事を実施する場合は環境に配慮する。	各発注関係課	各発注関係課長	公共工事環境配慮指針のとおり。	環境配慮型公共工事を推進する。
3	環境配慮型イベントの推進	イベントを実施する場合は環境に配慮する。	各イベント所管課	各イベント所管課長	イベント環境配慮指針のとおり。	環境配慮型イベントを推進する。
4	オイルタンクの適正な管理	オイルタンクに伴う事故を未然に防止する。	オイルタンク所管課	オイルタンク所管課長	オイルの流出を未然に防ぐため点検を行い、緊急事態に備えるため訓練を実施する。	オイルタンクからの油漏れを未然に防ぐことにより、水質汚濁、土壌汚染を防ぐ。また、万が一油漏れが生じたとき、迅速な対応ができるように訓練を実施する。
5	有害廃棄物の適正な処理	PCB廃棄物を適正に保管する。	PCB廃棄物保管課	PCB廃棄物保管課長	令和8年度までに適正な処理をしなければならないが、処理するまでの間、適正に保管する。	PCB廃棄物は、人の健康及び生活環境に被害を生ずる恐れがあるため、確実かつ適正な保管・処理を推進する。
6	地域住民の環境への意識を高める	環境フェスタを開催する。	環境政策課	環境政策課長	環境に関連する団体のパネル展示等を行う。	毎年開催することで、市民の環境への関心を高める。
7	地域住民の環境への意識を高める	ごみの分別・減量を促進する。 ごみダイエット塾の開催 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」インフォメーションでの啓発	環境政策課	環境政策課長	学校や自治会等でごみの分別・減量等についての説明会を実施する。また、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」インフォメーション等で啓発を実施する。	ごみダイエット塾の開催、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」インフォメーション等を使用して、ごみの分別や減量の大切さを市民に理解してもらう。
8	新エネルギー利用の促進	新エネルギー利用設備設置費補助制度の利用拡大のためにPRし、補助を行う。	環境政策課	環境政策課長	太陽光発電システム、小型風力発電システム、家庭用燃料電池システムエネファームの設備設置費補助制度について、ホームページ、広報でPRし、補助金を交付する。	太陽光発電システム、小型風力発電システム、家庭用燃料電池システムエネファームの設置を奨励し、地球温暖化対策を図る。
9	新エネルギー利用の促進	市が実施する事業等について新エネルギー等を率先して導入する。	環境政策課	環境政策課長	各課等に公共施設等への新エネルギー導入指針を周知し、導入の推進を図る。	市が実施する事業等について新エネルギー利用を導入することで、地球温暖化対策を図る。
10	地球温暖化対策の推進	市民版環境マネジメントシステム「生活かえる！エコエコ家族」事業の普及を促進する。	環境政策課	環境政策課長	「生活かえる！エコエコ家族」事業について、ホームページ、広報でPRする。また、学校・公民館等で環境学習を実施し、エコエコ家族の参加を呼びかける。	市民版環境マネジメントシステムを普及啓発することで、市民の身近な省エネ活動を図る。
11	廃棄物の適正廃棄	廃棄物の不法投棄対策を実施する。	環境政策課 地域振興課	環境政策課長 地域振興課長	不法投棄の早期発見及び迅速な対応を行う。	不法投棄対策を実施することにより、廃棄物の適正処理を行う。
12	廃棄物の減量	家庭用生ごみ処理機等の購入補助制度の利用拡大のためにPRし、補助を行う。	環境政策課	環境政策課長	家庭用生ごみ処理機等の購入補助制度について、ホームページ、広報でPRし、補助金を交付する。	家庭に生ごみ処理機器の設置を奨励することにより、家庭から生ずる生ごみを市民が自ら堆肥化し、減量することを促進する。
13	まちをきれいにする	市民清掃デーを実施する。	環境政策課 地域振興課	環境政策課長 地域振興課長	住民と一緒に草刈り、ごみ拾いをする。	市民総参加の下で道路・公園等の一斉清掃活動を実施することで、清潔で美しい街づくりを推進するとともに、市民の「街を美しくする意識」の向上を図る。

14	地域住民の環境への意識を高める	市民の環境への理解を深める。	環境保全課	環境保全課長	ホテル観察会や自然観察会などの環境学習イベントを実施する。	身近な場所での環境教育を推進し、一人ひとりが環境への理解を深め、市民の環境意識を向上させることにより、自然環境・生活環境の保全につなげる。
15	有害化学物質について調査研究	ダイオキシン類調査を実施する。 大気環境測定 9か所（年1回） 2か所（年2回） 水質環境測定 8か所（年2回） 土壌環境測定 2か所（年1回）	環境保全課	環境保全課長	大気、水質、土壌環境測定を実施する。	市民が健康・安全で安心して暮らせるように、市内数箇所でダイオキシン類調査・研究する。
16	海や川をきれいにする	浄化槽設置に対して補助する。	営業課 地域振興課	営業課長 地域振興課長	浄化槽補助金制度（主に下水道認可区域外の地域が対象）について、広報を行い、補助金を交付する。	浄化槽の設置に補助することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
17	地球温暖化対策の推進	西部クリーンセンターの廃棄物発電を実施する。	西部クリーンセンター	西部クリーンセンター所長	廃棄物焼却に伴い発生する高温燃焼ガスにより、ボイラーで蒸気を作り蒸気タービンで発電機を回すことにより発電する。	廃棄物焼却の際に発生する高温燃焼ガスを利用して発電することによって、環境負荷の少ないエネルギーを生み出すとともに、廃棄物の有効利用ができる。
18	大気汚染の防止	西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたかにおける排ガス中の大気汚染物質を抑制する。	・西部クリーンセンター ・クリーンセンターおおたか	・西部クリーンセンター所長 ・クリーンセンターおおたか所長	自主管理排出基準での維持運転に努める。	大気汚染防止法で定められている基準や、地元との協定値より厳しい自主管理排出基準での維持運転に努めることで、周辺住民等の不安を解消するとともに、大気汚染の防止を図る。
19	海や川をきれいにする（汚さない）	農業集落排水の供用を推進する。	-	-	農業集落排水へのつなぎ込みを住民にお願いする。	農業集落排水の供用を推進することで、排水路や川の水質汚濁を防止する。
20	緑化の推進	都市緑化の啓発・推進を目的として、緑と花の市を年2回春と秋に開催する。	都市政策課	都市政策課長	都市緑化の啓発・推進を図るために、緑と花の市を開催し、苗木等の販売会、ガーデニング教室等を開催する。	毎年、春と秋に緑と花の市を開催することで、都市緑化の啓発、推進を図る。
21	海や川をきれいにする（汚さない）	下水道整備区域内における水洗化を推進する。	下水道工務課	下水道工務課長	下水道整備区域内における住民に下水道のつなぎ込みをお願いする。	水洗化を推進することで、川や海の水質汚濁を防止する。
22	水質汚濁の防止	中央浄化センターにおける処理水中の汚染物質を抑制する。	下水道施設課	下水道施設課長	自主管理基準での維持運転に努める。	処理水の適正な水質管理を行うことで、川や海の水質保全を守る。
23	水資源の有効利用	有効率の向上に努める。	水道工務課	水道工務課長	計画的に漏水調査を実施し、有効率を向上させる。	市内地下漏水調査事業を計画的に推進し、漏水を防止することで有効率の向上に努め、大切な水資源の有効利用を図る。
24	学生及び地域住民の環境への意識を高める	環境関連図書を定期的に展示する。 年2回	三重短期大学 附属図書館	三重短期大学 附属図書館長	毎年6月の環境月間と、11月に環境関連図書のコーナーを設ける。	環境関連図書を定期的に展示することで、学生及び地域住民の環境問題への関心を高める。
25	環境教育の推進	各幼稚園・小学校・中学校に環境教育を推進する。	教育研究支援課	教育研究支援課長	各幼稚園・小学校・中学校に環境教育を推進する。	児童や生徒に環境教育を実施することで、環境への意識を高め、将来の地球環境の保全につなげていく。
26	環境教育の推進	園児の環境への関心、意識を高める。	対象範囲の保育所 及び幼稚園	各園長	空箱、空容器などの廃材を教材に活用する。 視聴覚教材（絵本、紙芝居、ビデオ等）や環境問題等に取り組んでいる人による環境教育を実施する。	幼児に環境教育を実施することで、環境への意識を高め、将来の地球環境の保全につなげていく。
27	地域住民の環境への意識を高める	環境関連図書を定期的に展示する。 年1回	津図書館	津図書館長	毎年6月の環境月間に環境関連図書のコーナーを設ける。	環境関連図書を定期的に展示することで、地域住民の環境問題への関心を高める。

* 結果の報告頻度は、7月、11月、3月末の年3回とする。